

返金制度（規定）について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、採用決定者の一方的な事由により退職した場合には、当社は下記の率で算出した金額を返金するものとします。但し、採用決定者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返金しないこととします。

退職時期	返金の割合
入社 1 ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の 80/100%
入社 3 ヶ月未満で退職した場合	紹介手数料の 50/100%
入社 6 ヶ月未満で退職した場合	紹介手数料の 25/100%

返金については、退職日及び退職理由などを文書等で当社に通知することとします。
当社が申し出を受領した時点より、30 日以内に返金をするものとします。

許可番号

0 3 - ユ - 3 0 0 0 9 8

株式会社ワークパートナー

事業所の名称及び所在地

岩手県九戸郡洋野町種市 13-41-49